

教保体第1091号

平成27年9月2日

各市町村教育委員会教育長 }  
各 県 立 学 校 長 } 様  
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育活動中における紫外線対策について（通知）

標記の件について、別添写しのとおり、平成27年8月28日付けで文部科学省スポーツ・青少年局参事官（体育・青少年スポーツ担当）付から事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

学校における体育活動は屋外で活動する場面も多く、環境省作成の紫外線に関する最新の知見を踏まえた「紫外線環境保健マニュアル2015」などを参考にさせていただきようご配慮をお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

担当

教育局県立学校部保健体育課  
学校体育担当 大松 武晴

T E L 048-830-6947

F A X 048-830-4971



事 務 連 絡  
平成 27 年 8 月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公立大学担当課  
各国公立高等専門学校担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局  
参事官(体育・青少年スポーツ担当) 付

### 体育活動中における紫外線対策について

先般、環境省において、紫外線についての新しい科学的知見や関連情報を紹介した「紫外線環境保健マニュアル2015」が改訂されましたので情報提供いたします。

本マニュアルによると、紫外線は、カルシウム代謝に重要な役割を果たすビタミンDを皮膚で合成する手助けをします。しかし、紫外線の浴びすぎは、日焼け、しわ、シミ等の原因となるだけではなく、長年紫外線を浴び続けると、時には良性、悪性の腫瘍や白内障等を引き起こすことなどが示されており、健康への影響も懸念されるところであります。また、最適な紫外線量には個人差がありますので、正しい知識を持ち適切な指導を行うことが大切です。

学校における体育活動については、屋外で活動する場面も多く、紫外線の影響は地域や個人によって異なりますが、紫外線に関する最新の知見を踏まえた本マニュアルなどを参考にし、必要に応じて適切な対応がとられるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

○紫外線環境保健マニュアル2015(環境省)  
<http://www.env.go.jp/chemi/matsigaisen2015/full.pdf>

#### 【本件照会先】

文部科学省 スポーツ・青少年局  
参事官(体育・青少年スポーツ担当) 付  
スポーツ安全係  
電話：03-5253-4111(内線3777)